

青森県報

第三千六百九十五号

平成二十五年
五月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者試験の事務を行う指定試験機関の名称変更の届出……………	(防災消防課) …… 一
県立自然公園の指定の解除……………	(自然保護課) …… 一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) …… 二
右 同……………	(同) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
右 同……………	(同) …… 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高齢福祉課) …… 四
職業訓練指導員試験の施行……………	(同) …… 四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(労働・能力課) …… 五
基本測量の実施……………	(開発課) …… 五
基本測量の終了……………	(同) …… 六
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………	(障害福祉課) …… 六
争議行為の通知の公表……………	(労働・能力課) …… 六

告 示

県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 七
河川整備計画の変更案の縦覧……………	(河川砂防課) …… 七
出先機関	
土地改良区の役員の就任……………	(東青地局) …… 七
土地改良区の管理規程廃止の認可……………	(中南地局) …… 八
土地改良区の管理規程の認可……………	(同) …… 八
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(西北地局) …… 九

青森県告示第四百三十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第四十五条の七第二項の規定により、丙種火薬類製造保安責任者試験並びに甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務の全部を行わせることとした社団法人全国火薬類保安協会から次のとおり名称の変更の届出があつたので、同法第五十三条第二項第三号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名称
 - 変更前 社団法人全国火薬類保安協会
 - 変更後 公益社団法人全国火薬類保安協会
- 二 変更年月日
 - 平成二十五年四月一日

青森県告示第四百三十六号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第六条第一項の

規定により、昭和二十八年六月十日青森県告示第四百九十号をもって指定した種差海岸階上岳県立自然公園の指定を解除するので、同条第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	高橋 秀禎	住所	弘前市大字小比内五丁目五の六	名称	株式会社よし合同会社	住所	弘前市大字小比内五丁目五の六
居宅介護事業の種類	訪問看護	訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
居宅介護事業所	名称	高橋医院	住所	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	名称	JA十和田おいらせホームヘルプステーション「きずな」	住所	十和田市東一番町六の五一
廃止年月日	平成二五年・一・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三

青森県告示第四百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	高橋 秀禎	住所	弘前市大字小比内五丁目五の六	名称	株式会社よし合同会社	住所	弘前市大字小比内五丁目五の六
介護予防事業の種類	訪問看護	訪問看護	居宅療養管理指導	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
介護予防事業所	名称	高橋医院	住所	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	名称	JA十和田おいらせホームヘルプステーション「きずな」	住所	十和田市東一番町六の五一
廃止年月日	平成二五年・一・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三	平成二五年・三・三

青森県告示第四百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前ベストケーズ	株式会社結	株式会社ミズ	クオール株式会社	株式会社田安町	"	"	中央薬品株式会社	ブルーパル	特定非営利活動法人自立支援センター	名称	居宅介護事業者
弘前市大字末広四丁目一の一	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	平川市碓ヶ関鯨森五五の二七	東京都港区虎ノ門四丁目三の二一 城山トラスタワー 三三七階	弘前市大字境関字西田二八の一	"	"	青森市長島一丁目一の一四	八戸市青葉三丁目三二の六	八戸市青葉三丁目三二の六	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
訪問介護	通所介護	"	居宅療養管理指導	福祉用具貸与	"	"	居宅療養管理指導	訪問介護	"	居宅介護	居宅介護
ヘルパーステーション	デイサービス	錠剤調剤薬局	クオール薬局	サカエ福祉弘前	中央薬品株式会社 和調剤薬局 田立中央支店	中央薬品株式会社 赤調剤薬局 病院前支店	中央薬品株式会社 調剤薬局 吉町支店	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	名称	居宅介護事業所
弘前市大字城東中央一丁目二の〇	弘前市大字小比内五丁目二〇の一	平川市碓ヶ関鯨森五五の二七	弘前市大字豊原一丁目五の二九	弘前市大字境関字西田二八の一	十和田市西十二番町一の一七	八戸市大字田面木字堤下九の三	弘前市大字住吉町一の一〇	八戸市青葉三丁目三二の六	八戸市青葉三丁目三二の六	所在地	居宅介護事業所
二五・三・二五	二五・四・一	二五・二・一	二五・四・一	二五・三・一	"	"	二五・四・一	平成二五・三・一	平成二五・三・一	指月日	年日

株式会社ゴルド	株式会社スズキ	ヘルパーステーション	訪問介護サキ	弘前市大字取上一丁目一四の一	三戸郡五戸町大字豊間内八六五	弘前市大字取上一丁目一四の一	二丁目一四の一	二五・四・一
---------	---------	------------	--------	----------------	----------------	----------------	---------	--------

青森県告示第四百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社弘前ベストケーズ	合同会社はあとねつと	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所	名称	名称	所在地	所在地	指定年月日
弘前市大字末広四丁目一の一	弘前市大字和田町一四	弘前市大字境関字西田二八の一	弘前市大字和町一四	弘前市大字和町一四	弘前市大字和町一四	弘前市大字城東中央一丁目二の一〇	弘前市大字和町一四	平成二五・三・一
二五・三・二五	二五・三・一	二五・三・一	二五・三・一	二五・三・一	二五・三・一	二五・三・一〇	二五・三・一	二五・三・一

青森県告示第四百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により

青森県告示第四百四十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売業者	名称	住所	指定年月日
株式会社町田商会	株式会社町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二五・三・一
特定介護予防福祉用具販売業者	名称	住所	指定年月日
サカエ福祉サービス	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二五・三・一

青森県告示第四百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	住所	指定年月日
有限会社さかもと	有限会社さかもと	五所川原市字鎌谷町五一九の五	平成二五・六・一
居宅介護支援事業所	名称	住所	指定年月日
さかもと	さかもと	五所川原市字一ツ谷五四八の八	平成二五・六・一

青森県告示第四百四十五号

平成二十五年職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区分	試験職種	期日	実技試験		学科試験	
			電気工事科	午後一時	関連学科 (系基礎学科 及び専攻学科)	午前十時三十分
	電気工事科	平成二十五年九月七日（土）	午後一時	平成二十五年九月八日（日）	午前十時三十分	
	電気工事科	平成二十五年九月七日（土）	午後一時	平成二十五年九月八日（日）	午前十時三十分	
	電気工事科	平成二十五年九月七日（土）	午後一時	平成二十五年九月八日（日）	午前十時三十分	

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一

県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十五年七月八日（月）から同年八月八日（木）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話〇一七 七三四 九四一五)

青森県告示第四百四十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二 有限会社 佐藤水産 上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内三五 上野 洋	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	小型定置漁業

青森県告示第四百四十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業期間
平成二十五年六月三日から平成二十六年三月十四日まで
- 三 作業地域
西津軽郡深浦町
上北郡横浜町

青森県告示第四百四十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)
- 二 作業期間
平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域
県内全域

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例(平成十年十月青森県条例第四十六号)第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
大間ターミナル	下北郡大間町大字大間字根田 内一〇	公共交通機 関の施設	平成二五・ 五・八

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村

政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

夏季組合要求の前進および実現

二 争議行為をなす日時

平成二十五年五月二十七日午前零時より妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場、または一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、奥入瀬川南岸地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十七日から同年六月二十一日まで

三 縦覧の場所

八戸市役所、十和田市役所、六戸町役場及びおいらせ町役場

河川整備計画の変更案の縦覧

一級河川岩木川水系に関する河川整備計画の変更案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第七項において準用する同条第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の変更案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十四日から同年六月六日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成二十五年六月十三日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原

別土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	小笠原啓悟	青森市大字泉野字野脇二五の一	平成二五・四・四

土地改良区の管理規程廃止の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、津軽平川土地改良区の虹貝頭首工、三ツ目内頭首工、大和沢頭首工、引座川統合頭首工、平川第一頭首工及び平川第二頭首工の管理規程の廃止を平成二十五年五月十五日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

各頭首工管理責任者は、適正取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月十日から九月一日まで（平川第一及び平川第二頭首工は四月十四日から九月五日まで）のかんがい期間にあつては、各頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い頭首工の操作に万全を期するものとする。

る。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

各頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、津軽平川土地改良区の頭首工管理規程を平成二十五年五月十五日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十四日

中南地域県民局長 高 原 至 智

頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

虹貝、三ツ目内、大和沢、引座川統合、平川第一及び平川第二の各頭首工管理責任者は、適正取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては、各頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

各頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な機械及び器具並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

各頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、関係機関との連絡、情報の収集を密接に行い頭首工の操作に万全を期するものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

各頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂沢溜池土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	齊藤 博重	弘前市大字三和字上池神八の一	平成 二五・四・三就任
"	原子 繁一	字川合一八一の三	二五・二・九退任

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭